

平 監 発 第 4 号
平成30年4月24日



小平市長 小林正則 殿

小平市監査委員 岡村健司
小平市監査委員 永田政弘

財政援助団体等監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第7項の規定により財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり報告します。

なお、この監査の結果に基づき、又はこの監査の結果を参考として措置を講じたときは、同条第12項の規定により通知願います。

財政援助団体等監査結果報告書

第1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による監査

第2 監査の対象

1 補助金交付団体監査

補助金交付団体	所管部課
小平市民まつり実行委員会	地域振興部市民協働・男女参画推進課
小平商工会	地域振興部産業振興課
小平交通安全協会	都市開発部交通対策課

2 指定管理者監査

指定管理者	所管部課
小平市民総合体育館共同事業体 (市民総合体育館)	地域振興部文化スポーツ課

第3 監査の範囲

1 補助金交付団体監査

平成28年度に交付した補助金に係る出納その他の事務の執行

2 指定管理者監査

平成28年度の公の施設管理に係る事務の執行及び管理運営状況

第4 監査の期間

平成29年11月15日から平成30年3月26日まで

第5 監査講評の場所

市役所601会議室

第6 監査の主眼

1 補助金交付団体監査

【所管部課】

- ① 補助金交付要綱等により補助金の交付目的及び補助対象事業の内容が明確に

されているか。また、公益上の必要性は十分か。

- ② 補助金の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
- ③ 補助事業に関する団体への指導監督は適切に行われているか。
- ④ 補助金の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書等によりなされているか。
- ⑤ 補助金の交付目的や効果等から判断して、統合、廃止等の見直しをする必要があるものはないか。

【補助金交付団体】

- ① 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部課へ提出した補助金の交付申請、実績報告等は符合するか。
- ② 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金が補助対象事業以外に流用されていないか。
- ③ 補助金に係る収支会計経理は適正に行われているか。
- ④ 会計処理上の責任体制は確立されているか。
- ⑤ 精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期等は適切に行われているか。

2 指定管理者監査

【所管部課】

- ① 指定管理者制度を導入した目的・趣旨は達成されているか。
- ② 指定管理者の指定及び協定書の締結は適正に行われているか。
- ③ 指定管理者に対する指導監督は適切に行われているか。
- ④ 業務の履行確認は、事業報告書によりなされているか。

【指定管理者】

- ① 施設の管理運営業務は、協定書等に基づき適切に実施されているか。
- ② 施設管理に係る収支会計経理は適正に行われているか。
- ③ 利用促進のための努力はなされているか。
- ④ 事業報告書は適正に作成されているか。

第7 監査の結果

監査の結果については、以下に述べるとおりである。

小平市民まつり実行委員会

1 補助金交付事務の概要

(1) 補助の目的

小平市民まつり実行委員会に対して補助金を交付することにより、市民相互の連帯意識の高揚とふるさとづくりの推進を図ることを目的とする。

(2) 補助金の概要（平成28年度）

補助金の名称 補助対象	補助対象事業費	補助金額
小平市民まつり実行委員会補助金 補助金は、実行委員会が行う事業に要する経費のうち、次に掲げるものの一部 (1) 市民まつりに関する調査、研究に係る経費 (2) 市民まつりの実施、運営に係る経費 (3) 市民まつり協力団体、個人の表彰に係る経費 (4) 実行委員会の運営に係る経費 (5) その他市長が必要と認める経費	8,083,307 円	7,563,000 円

2 監査の結果

(1) 補助金交付団体に対する監査の結果

上記補助金に係る出納その他の事務は、おおむね適正に執行されているものと認められたが、一部に改善・検討を要する事項が見受けられたので、適正に処理されたい。

<意見・要望事項>

- ① 出金について、高額な現金での支払いが見受けられた。支払いの透明性を確保するため、また、高額な現金を保管・所持するリスクを軽減するため、口座振込とするよう検討されたい。
- ② 契約について、2人以上の者から見積書を徴取しておらず、特命随意契約の理由も回議書等がないものが見受けられた。契約に当たっては、常に経済性、透明性を確保するよう努められたい。

(2) 所管部課（地域振興部市民協働・男女参画推進課）に対する監査の結果

上記補助金に係る事務は、おおむね適正に執行されているものと認められたが、一部に改善・検討を要する事項が見受けられたので、適正に処理されたい。

<意見・要望事項>

- ① 上記の例等が見受けられたことから、団体がより一層の適正な処理及び執行ができるよう、指導、支援をされたい。

小平商工会

1 補助金交付事務の概要

(1) 補助の目的

小平商工会が行う事業に対し、補助金を交付することにより、市内の商工業の振興及び市民福祉の増進を図ることを目的とする。

(2) 補助金の概要（平成28年度）

補助金の名称 補助対象	補助対象事業費	補助金額
小平商工会補助金 次に掲げる商工会が行う事業及びその事業の実施に係る経費の一部又は全部 (1) 商工振興事業 (2) 産業まつり (3) サマーフェア事業 (4) 製造業支援事業 (5) こだいら販売促進事業 (6) ポイントカード事業 (7) 商工業後継者育成資金あっせん事業 (8) 創業支援事業 (9) その他市長が必要と認めた事業	29,054,058 円	23,324,174 円

2 監査の結果

(1) 補助金交付団体に対する監査の結果

上記補助金に係る出納その他の事務は、おおむね適正に執行されているものと認められたが、一部に改善・検討を要する事項が見受けられたので、適正に処理されたい。

<意見・要望事項>

- ① 補助金交付関係通知について、小平商工会文書取扱規程に基づく収受に係る処理が行われていないものが見受けられた。適正に処理されたい。

(2) 所管部課（地域振興部産業振興課）に対する監査の結果

上記補助金に係る事務は、おおむね適正に執行されているものと認められたが、一部に改善・検討を要する事項が見受けられたので、適正に処理されたい。

<意見・要望事項>

- ① 補助金の請求書収受前の日付で支出命令書の起票が行われているものが見受けられた。適正に処理されたい。
- ② 小平商工会より提出された補助金実績報告書について、記入誤りが見受けられた。訂正等適正に指導されたい。
- ③ 小平市小平商工会補助金交付要綱において、明記されている事業について補助が終了しているものが見受けられた。補助金をより効果的に活用できるよう、実態に即した要綱に改めるよう検討されたい。

小平交通安全協会

1 補助金交付事務の概要

(1) 補助の目的

小平交通安全協会が交通安全行政に協力し、交通安全思想の普及及び交通事故の防止を図る事業に要する経費について、市がその一部を補助することにより、交通事故のない明るいまちづくりに寄与することを目的とする。

(2) 補助金の概要（平成28年度）

補助金の名称 補助対象	補助対象事業費	補助金額
小平交通安全協会補助金 小平交通安全協会が実施する事業のうち、次に掲げる経費の全部又は一部 (1) 協会の運営に関する経費。ただし、人件費、交際費、渉外費及び予備費を除く。 (2) 交通安全思想の普及啓発に要する経費 (3) 交通事故防止に関する調査、研究及び指導に要する経費 (4) 交通安全施設等の設置及び補修に要する経費 (5) その他協会の目的達成のために必要な事業に要する経費	2,846,939円	2,750,000円

2 監査の結果

(1) 補助金交付団体に対する監査の結果

上記補助金に係る出納その他の事務は、おおむね適正に執行されているものと認められたが、一部に改善・検討を要する事項が見受けられたので、適正に処理されたい。

<指摘事項>

- ① 算入する会計年度の誤りや記載すべき数値の取り違え等、決算報告書の数値の一部が不適切と思われるものが見受けられた。適正に処理されたい。

<意見・要望事項>

- ① 書類上発注者となっていない案件や請求書がない案件に支払いをしているもの等が見受けられた。適正に処理されたい。
 ② 上記の例等が見受けられたことから、改めて監事の役割を認識していただき、会計監査が形骸化することのないようにされたい。

(2) 所管部課（都市開発部交通対策課）に対する監査の結果

上記補助金に係る事務は、おおむね適正に執行されているものと認められたが、一部に改善・検討を要する事項が見受けられたので、適正に処理されたい。

<指摘事項>

- ① 上記の例等が見受けられたことから、団体がより一層の適正な処理、執行及び監査ができるよう指導、支援をするとともに、自らも補助金を支出する際の確認や審査を徹底されたい。

小平市民総合体育館共同事業体（市民総合体育館）

1 指定管理業務の概要

(1) 指定管理者の名称

小平市民総合体育館共同事業体

(2) 指定期間

平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

(3) 指定管理業務

体育館の管理に関する業務

- ① 市民の体育、スポーツ、レクリエーションその他社会体育の振興に関する業務
- ② 体育館の施設及び設備の維持管理に関する業務
- ③ 体育館の利用を承認すること。
- ④ 体育館の管理上必要な条件を付すこと。
- ⑤ 体育館の利用を承認しないこと。
- ⑥ 体育館の施設に特別の設備をし、又は変更を加えることを承認すること。
- ⑦ 体育館の利用の承認を取り消し、又は利用を制限し、若しくは利用の停止を命ずること。
- ⑧ その他市長が定める業務

(4) 指定管理料（平成28年度） 152,806,000円

2 監査の結果

(1) 指定管理者に対する監査の結果

上記公の施設の管理運営業務は、おおむね適正に執行されているものと認められた。

(2) 所管部課（地域振興部文化スポーツ課）に対する監査の結果

上記公の施設の指定管理者に対する指導監督等の業務は、おおむね適正に執行されているものと認められたが、一部に改善・検討を要する事項が見受けられたので、適正に処理されたい。

<意見・要望事項>

- ① 主管課が購入し、指定管理者が管理をしている備品について、廃棄したにもかかわらず備品台帳の修正をしていないものが見受けられた。適正に処理されたい。